

仕事の大切さ

センター退所後に自立した生活を送るためには、入所後すぐに仕事に就いてまじめに働くことで、規則正しい生活リズムを身に付け、自立のためのお金を貯めることが重要です。

センターでは、協力雇用主(犯罪前歴を分かった上で雇ってくれる事業主)や公共職業安定所(ハローワーク)の支援を受けながら、仕事に就きます。

その他

センターに入所している間は、タオル、歯ブラシなど宿泊に必要な物品の一部は、センターが用意します。

自立に向けて

入所後3か月を目途に、仕事を続けて貯めたお金をもとに、退所後の住居と仕事を確保して、生活の見通しが立った段階で、センターを退所します。

退所後は、刑期等が満了するまで、引き続き退所先の住居で保護観察を受けることになります。

薬物依存等回復訓練

薬物依存等が認められる場合は、回復のための訓練を受けることができます。

北九州自立更生促進センターは、福岡県北九州市小倉北区の港湾区域にあります。



福岡県北九州市小倉北区西港町103-2

福岡保護観察所北九州支部
北九州自立更生促進センター

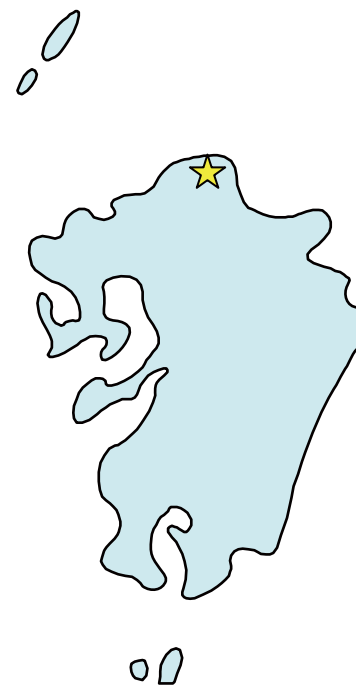
(お問い合わせ)

電話 093-562-3146

FAX 093-571-5685

平成31年4月発行

きたきゅうしゅうじりつこうせいそくしん
北九州自立更生促進センター



法務省福岡保護観察所北九州支部

自立更生促進センターとは

自立更生促進センターは、仮釈放^{かりしゃくほう}を許された人等の再チャレンジの場です。センターに宿泊^{しゆくはく}し、保護観察官が行うきめ細かな指導や支援を受けながら、自立・更生を目指すものです。



入所者

仮釈放者等(成人男性)

* 刑務所を出所しても、家族や親戚のもと、更生保護施設^{しんせき}などの帰る場所がない人のうち、自立・更生しようとする意欲^{いよく}が特に高い人から入所者が選ばれます。

入所期間

原則として3か月間です。

センターのきまり

本センターには、次のようなきまりがあります。

- * 他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- * 門限^{もんげん}以降の夜間外出をしないこと。

入所者が遵守事項^{じゆんしゆじこう}(仮釈放等期間中に守らなくてはならない決まりごと)に違反^{いはん}した場合は、仮釈放等が取り消されて刑務所に戻されます。

基本的な日課

6:00 起床・清掃

* 清掃は、入所者がそれぞれ分担^{ぶんたん}して行います。

6:30~7:30 朝食・出勤

* 食事は、1日3食が用意されます。

12:00~13:00 昼食

18:30~20:00 帰所・夕食

17:30~20:30 入浴

* 風呂は、センター内の浴室に順番^{じゆんばん}で入ります。

21:00 門限

22:00 消灯^{しょうとう}

* 居室は、個室または二人部屋です。

よりよい社会生活を送るために

健全な社会の一員として立ち直り、自立していくためには、社会人として望ましい生活習慣や行動を身に付ける必要があります。

特に、隣近所^{となり}の人と折合いよく生活したり、職場の上司や同僚^{どうりょう}と協力し合って仕事をするのは、よりよい社会生活を送っていくために大切なことなので、センターでは、実際の生活や職場のいろいろな場面での望ましい行動を身につけられるよう専門的な訓練を行います。

また、二度と事件を起こさないよう自分自身をコントロールするための方法を学ぶなど、保護観察官による指導を通じ、よりよい社会生活を送るための準備をします。